

## 本号で公布された条例のあらまし

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（埼玉県条例第三十三号）（文書課）

### 一 趣旨

地方自治法の一部改正に伴い、規定の整備をするための改正

### 二 内容

地方自治法の一部改正に伴い、次の条例中の同法の引用部分について規定の整備を行う。

- (一) 埼玉県監査委員条例（昭和三十五年埼玉県条例第十八号）
- (二) 知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和二年埼玉県条例第七号）
- (三) 埼玉県公営企業の設置等に関する条例（昭和四十一年埼玉県条例第六十三号）
- (四) 埼玉県総合リハビリテーションセンター条例（昭和五十六年埼玉県条例第四十二号）
- (五) 埼玉県流域下水道事業の設置等に関する条例（平成二十一年埼玉県条例第七十号）
- (六) 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例（平成元年埼玉県条例第七号）

### 三 施行期日

令和六年四月一日